

平成26年度

第3回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

確認を受ける私立幼稚園，認定こども園における
1号認定子どもの利用定員案について



平成26年8月5日

宇都宮市

子ども部 保育課

1 確認制度と利用定員

(1) 制度の趣旨

- 新制度においては、市が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 確認にあたっては、市が各施設、事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 利用定員の設定にあたっては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村支援事業計画等に照らし、認可定員の範囲内で、利用定員を定める。

(2) 確認等に係る今後の流れ

施設類型	幼稚園	認定こども園	保育所
対象	1号認定子ども		2号, 3号認定子ども
8月	市から幼稚園, 認定こども園へ利用定員案の通知		
9月	次年度の幼稚園入園募集開始		
	「(仮称) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の議案提出		
10月	(「(仮称) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の制定後)		
	① 事業者 → 市 : 確認申請書の提出 ② 市 : 確認事務 (利用定員の設定など) ③ 市 → 事業者 : 随時, 確認通知書の交付		
11月			次年度の保育所等入所受付開始
⋮			
年度内	確認通知書の交付完了		

2 利用定員案設定の目的・手順等（栃木県通知）

（1）目的

○ 平成26年6月10日付 栃木県文書学事課，こども政策課発出の「園児募集の円滑な実施について」において，例年9月に実施されている私立幼稚園の園児募集が円滑に実施できるよう，確認を受ける（※）私立幼稚園及び認定こども園における，1号認定こどもの「利用定員案」を市町村で決定・通知するものとされた。

※ 施設型給付の対象施設として市から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること

（2）手順

手順1 市町村における情報収集（意向調査）

➤ 幼稚園の「希望する利用定員」，「過去の園児数」等

手順2 量の見込みと確保方策の検討

➤ 市町村において，私立幼稚園毎に，私立幼稚園の「希望する利用定員」，「過去の園児数」等を勘案し，「利用定員案」を決定する。

手順3 私立幼稚園への通知

➤ 市町村から各私立幼稚園へ，利用定員案を通知する。

※ この通知をもとに，各私立幼稚園が園児募集を行う。

(3) 対象施設

- 平成26年6月～7月に実施した「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」により、平成27年度から確認を受ける幼稚園及び認定こども園への移行を希望する次の施設が対象となる。

現類型	施設名	移行希望
幼稚園	さくらんぼ幼稚園	確認を受ける幼稚園
	さつき幼稚園	
	清愛幼稚園	
	松ヶ峰幼稚園	
	めぐみ幼稚園	
	あつみ幼稚園	幼稚園型 認定こども園
	伊東文化幼稚園	
	駒生幼稚園	幼保連携型 認定こども園
	山王幼稚園	
	八幡台幼稚園	
	みどり幼稚園	
	みふみ幼稚園	

現類型	施設名	移行希望
(現) 幼保 連携型認定こども園	認定しらゆりこども園	(新) 幼保連携型 認定こども園
	認定こども園 Hinooka Preschool	
	さかえ認定こども園	
	さくら認定こども園	
	認定すずめこども園	
	認定うつのみやこども園	
	認定しぜんこども園	
	認定こども園 さくらが丘	

3 利用定員案の設定の考え方

- 県からの通知において、設定にあたっては、各幼稚園の「希望する利用定員」、「過去の園児数」等を勘案し、認可定員の範囲内で設定することとされている。
- 国から示されている「公定価格に関するFAQ」において、連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合には、利用定員を見直すことが必要とされている。

- 認可定員の範囲内において、各私立幼稚園の希望する利用定員を利用定員案とする。
- ただし、希望する利用定員が認可定員を超えている場合、また、希望する利用定員と過去2年度間の在園児数を対比し、入園者率が120%以上となるような低い利用定員である場合については、当該施設と協議・調整を行うものとする。
- 利用定員の決定については、「(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の議案提出・制定後、施設の確認を行い、子ども・子育て会議の意見を聴収した上で、決定するものとする。